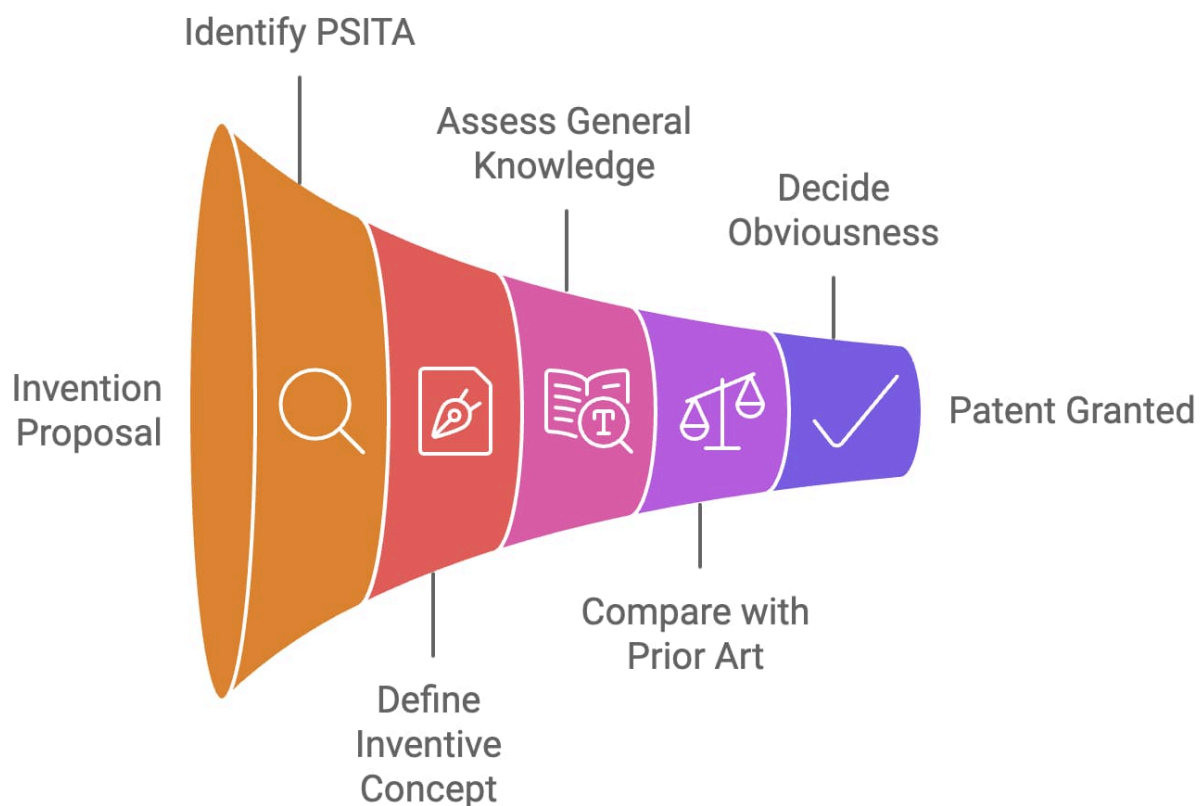


# パラメータ発明・パラメータ特許における進歩性判断に関する多様な見解の包括的調査

パラメータ発明およびパラメータ特許における進歩性判断については、特許庁と裁判所、学者、実務家の間で長年にわたって活発な議論が続いている。本調査は、これらの多様な見解を徹底的に分析し、賛否両論の論拠を明確化することを目的としている。研究結果によると、パラメータ発明の進歩性判断は特許制度の根幹に関わる重要な課題であり、技術革新の促進と公共の利益のバランスを取る上で複雑な問題を提起している<sup>[1][2][3]</sup>。

## Five-Step Patent Test Funnel



Five-step patent test funnel illustrating the process from invention proposal to patent grant, highlighting key stages in inventive step assessment.

## パラメータ発明の定義と特徴

### パラメータ発明の基本概念

パラメータ発明とは、**数値範囲や数式等の数量的表現により発明を特定する発明**を指す。これには、従来知られていない新しいパラメータを用いる「特殊パラメータ発明」と、既知のパラメータの数値範囲を限定する「数値限定発明」が含まれる<sup>[4] [5]</sup>。

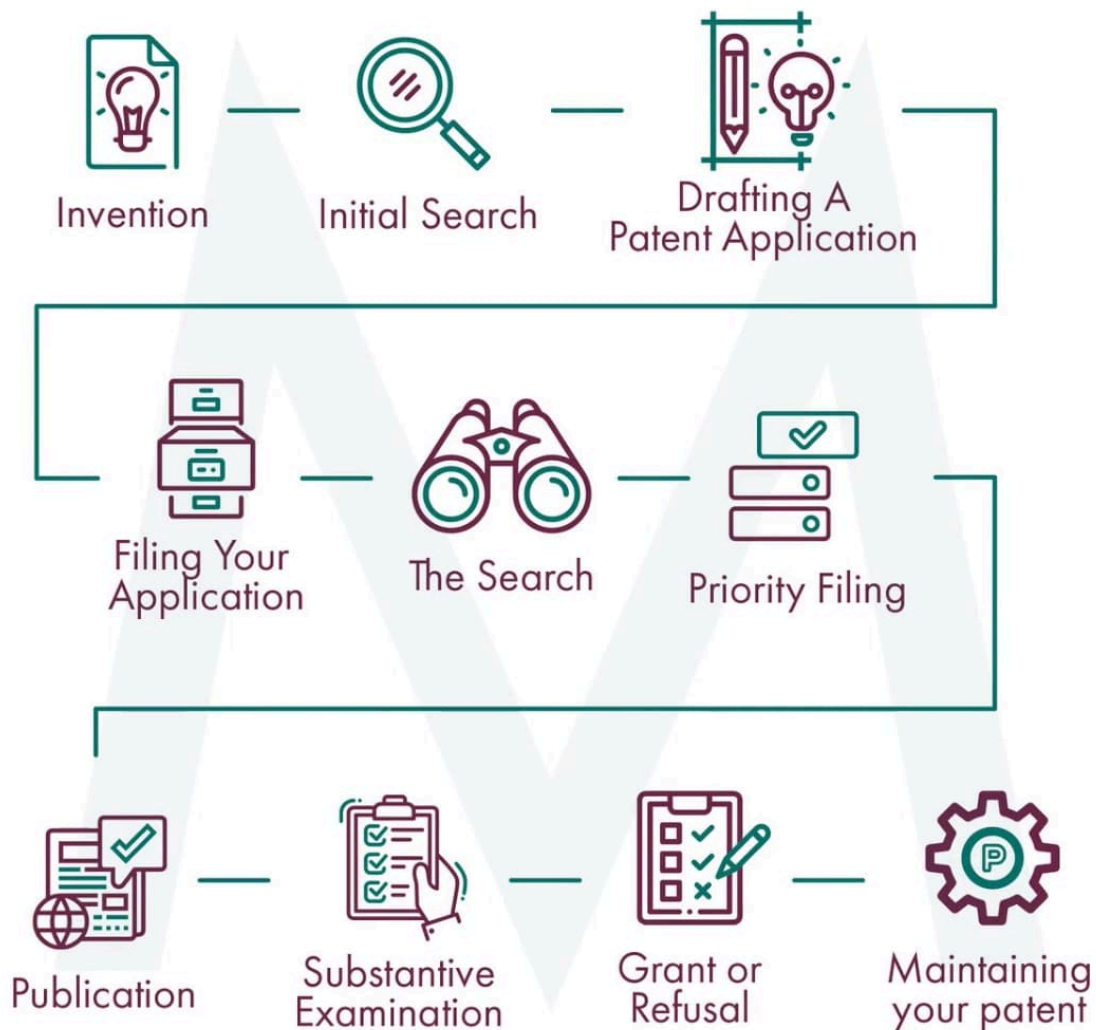
パラメータ発明の特徴として、以下の点が挙げられる：

- 発明の構成要素を数値や数式で特定
- 測定方法や条件の明確化が重要
- 先行技術との比較が困難な場合が多い
- 効果の技術的意義が重要な判断要素

### パラメータ発明の分類

研究により、パラメータ発明は以下のように分類される<sup>[6] [7]</sup>：

1. **出願人独自タイプ**：出願人が独自に設定した数式等により規定されるパラメータ限定を含むもの
2. **寄せ集めタイプ**：既存の複数のパラメータを組み合わせる新たな指標を作成したもの
3. **数値限定タイプ**：既知のパラメータの数値範囲を限定したもの



Flowchart of the patent examination process from invention to maintaining a patent, highlighting key steps such as initial search, drafting, filing, examination, and grant or refusal.

## 進歩性判断における肯定的見解

### 裁判所による積極的評価

近年の裁判例では、パラメータ発明の進歩性を比較的容易に認める傾向がある。知財高裁を中心とした判決では、パラメータ及びその範囲を発明特定事項と見做して、その容易想到性が論証されない限り進歩性を認めるアプローチが採用されている<sup>[8]</sup> <sup>[9]</sup>。

## 主な肯定的論拠

1. **パラメータ着目の困難性**：当業者が特定のパラメータに着目することの困難性を重視
2. **技術的意義の存在**：パラメータが発明の課題解決と関連している場合の重要性
3. **予測困難性**：パラメータの設定により予測困難な効果が得られる場合の評価

## 学説による支持論

学説においても、パラメータ発明の進歩性を積極的に認める見解が存在する。高石秀樹弁護士・弁理士は、「**新規のパラメータが発明の課題解決と関連していると、容易想到性が否定（進歩性が肯定）されやすい**」と指摘している<sup>[8]</sup>。

## 支持される理由

- 技術革新の促進効果
- 研究開発投資の保護
- 従来技術にない新たな技術的思想の評価

## 進歩性判断における批判的見解

### 特許庁の慎重な姿勢

特許庁の審査基準では、パラメータ発明に対してより厳格な判断基準を設けている。審査基準によると、請求項に数値限定を用いて発明を特定する場合において、主引用発明との相違点はその数値限定のみにあるときは、通常、その請求項に係る発明は進歩性を有していないとされている<sup>[10] [11]</sup>。

### 特許庁の懸念事項

1. **公知技術の重複保護**：既存技術を新しいパラメータで表現しただけの発明の排除
2. **第三者の予見可能性**：権利範囲の不明確性による第三者への影響
3. **技術的貢献の適切な評価**：真の技術的進歩の厳格な判断

## 実務家による問題提起

実務家からは、パラメータ発明の進歩性判断に関して多くの懸念が提起されている。主な問題点として以下が挙げられる<sup>[12] [12] [12]</sup>：

### 制度的問題

- 「後知恵」による認定：パラメータが既知技術の単なる代替表現である可能性
- 技術範囲の不明確性：測定方法の違いによる権利範囲の変動
- 過度の特許保護：従来技術の阻害効果

## 実証的問題

研究者による指摘では、「パラメータ発明の問題は既に顕在化しており、後発であれば侵害となるものが容易想到である場合には、常に進歩性を喪失させる」と解すべきとの見解もある<sup>[13]</sup>。

## 国際比較における多様な見解

### 日本の特徴的な厳格性

国際比較研究によると、記載要件について日本は格段に厳しい判断基準を設けていることが明らかになっている<sup>[14] [15] [16]</sup>。これは、公知技術を含んだ形で権利化されることを防止する意図があると考えられる。

## 各国の比較

| 国・地域 | 新規性判断     | 進歩性判断   | 記載要件  |
|------|-----------|---------|-------|
| 日本   | 一応の合理的疑い  | 厳格な効果立証 | 非常に厳格 |
| 米国   | 固有性の原則    | 自明性テスト  | 中程度   |
| 欧州   | 技術的意味の明確性 | 技術的效果重視 | 中程度   |
| 韓国   | 日本と同様     | 日本と同様   | 日本と同様 |

### 米国における異なるアプローチ

米国では、\*\*「Doctrine of inherency」（固有性の原則）\*\*に基づいて判断され、パラメータ特許に対する取り扱いが日本とは異なる<sup>[17] [14] [18]</sup>。

## 具体的事例における見解の対立

### 進歩性が認められた事例

#### セレコキシブ組成物事件（令和元年（行ケ）第10137号）

知財高裁は、D90という粒度分布で特定した製薬組成物において、医薬品の原料粉末では一般的であることが認められず、進歩性が肯定された<sup>[19]</sup>。この判決では、パラメータに着目することの容易想到性を否定した。

#### 電磁弁用ソレノイド事件

特殊パラメータ発明について、従来にないパラメータを用いて数値限定したいわゆる特殊パラメータ発明について、進歩性（容易想到性）の有無が争われた事案で、進歩性が認められた<sup>[20]</sup>。

## 進歩性が否定された事例

### ランフラットタイヤ事件（平成29年（行ケ）第10058号）

この事件では、パラメータに着目できた→主引例と副引例の組合せは動機付けあり→数値に顕著な効果なし→数値範囲は設計事項→進歩性なしという流れで進歩性が否定された<sup>[1]</sup>。

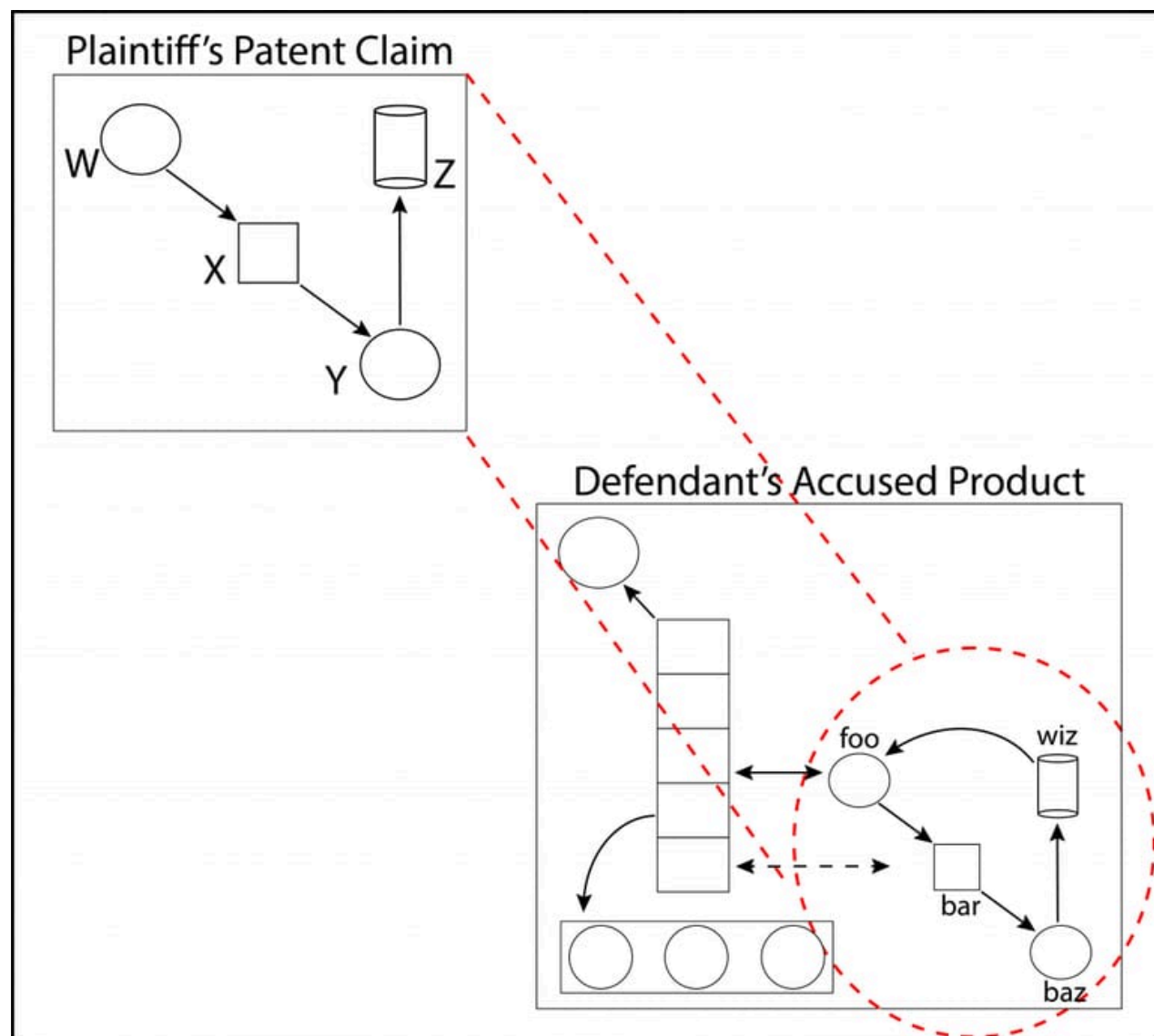


Diagram comparing plaintiff's patent claim elements with corresponding elements in defendant's accused product to illustrate patent claim interpretation and infringement analysis.

## 記載要件との関連における見解

### サポート要件に関する議論

パラメータ発明のサポート要件については、**偏光フィルム大合議判決**以降、厳格な判断が行われている。判決では、「その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載する」ことが要求されている<sup>[21] [22]</sup>。

## 記載要件違反の典型例

1. 測定方法の不明確性：パラメータの測定方法が複数存在し、明細書に特定されていない場合
2. 技術的意義の不明：パラメータと効果の相関関係が不明確な場合
3. 実施可能性の欠如：当業者が発明を実施できない程度の記載

## 臨界的意義の必要性に関する見解

### 臨界的意義肯定説

従来の判例では、数値限定発明の進歩性を認めるためには臨界的意義の立証が必要とする見解が多数を占めていた<sup>[23] [24]</sup>。この見解では、数値範囲の内外で顕著な効果の差異が求められる。

### 臨界的意義不要説

一方で、近年の裁判例では、課題が異なる場合や異質な効果がある場合には、臨界的意義は不要とする見解も示されている<sup>[25] [26]</sup>。

## 設計事項判断における見解の相違

### 設計事項肯定説

実験的に数値範囲を最適化又は好適化することは、通常、当業者の通常の創作能力の発揮であり、設計事項として扱うべきとの見解がある<sup>[27] [28]</sup>。

### 設計事項否定説

パラメータ発明においては、単なる数値の最適化ではなく、新たな技術的思想の創出として評価すべきとの見解も存在する。

## 学術的見解と実務的見解の対立

### 学術的批判

学者からは、パラメータ発明の進歩性判断について以下の批判が提起されている<sup>[13] [29]</sup>：

- パブリック・ドメインの侵食：公知技術の上に特許権が成立する問題
- 技術的貢献の過大評価：実質的な技術的進歩を伴わない発明の保護
- 制度の濫用可能性：パラメータの設定により容易に特許を取得できる問題

### 実務的必要性

実務家からは、パラメータ発明の保護の必要性が主張されている<sup>[30]</sup>：

- 研究開発投資の保護：高額な研究開発投資に対する適切な保護
- 技術革新の促進：新たな技術的知見の評価と保護

- 国際競争力の維持：他国との制度調和の必要性

## 今後の課題と提言

### 制度改革の必要性

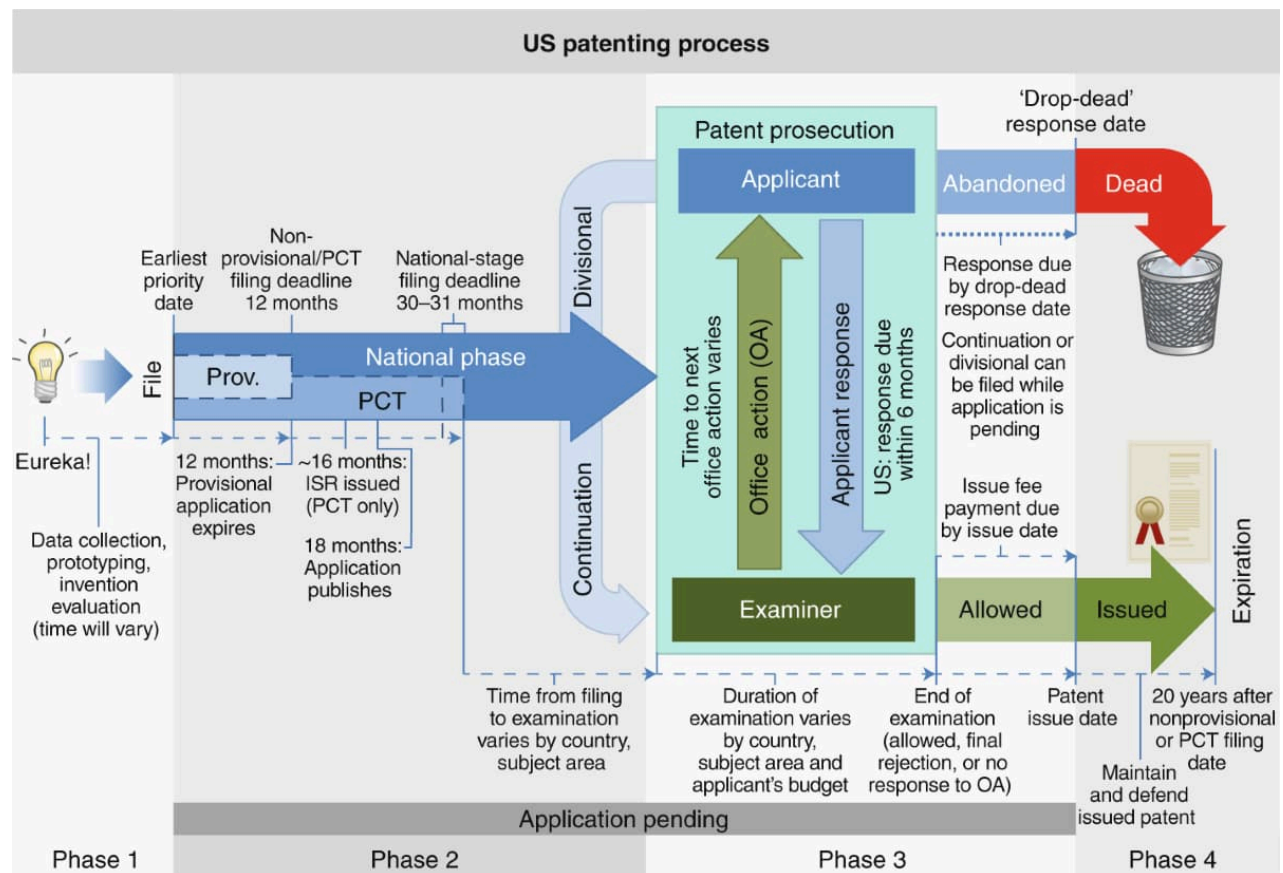
研究者からは、パラメータ発明の進歩性判断について以下の改革が提言されている <sup>[31] [32]</sup>：

1. 判断基準の明確化：特許庁と裁判所の判断基準の統一
2. 技術的意義の重視：パラメータと課題解決の相関関係の厳格な評価
3. 国際調和の推進：主要国との制度調和の必要性

### 実務的対応策

実務的には、以下の対応が重要とされている：

- 明細書記載の充実：測定方法と技術的意義の明確な記載
- 比較試験の実施：パラメータ範囲内外での効果の比較
- 先行技術調査の徹底：類似のパラメータ発明の詳細な調査



Flowchart of the US patenting process from invention to patent expiration, highlighting key phases, deadlines, and outcomes.



## 結論

パラメータ発明・パラメータ特許における進歩性判断については、**技術革新の促進と公共の利益のバランス**を取る上で複雑な問題が存在する。裁判所はパラメータ発明の進歩性を比較的容易に認める傾向にある一方、特許庁は厳格な判断基準を維持している。

この対立の根底には、**特許制度の根本的な目的に関する理解の相違**がある。技術革新の促進を重視する立場では、パラメータ発明の積極的な保護が支持される一方、公共の利益の保護を重視する立場では、より厳格な判断が求められる。

今後は、**国際的な制度調和を図りつつ、技術的貢献を適切に評価する判断基準の確立**が重要となる。また、**パラメータ発明の記載要件の明確化と審査・審判の予見可能性の向上**が実務上の重要な課題である。

パラメータ発明の進歩性判断は、特許制度の発展とともに今後も議論が続くと予想される。関係者間の継続的な対話と制度改善により、技術革新の促進と公共の利益の両立を目指すことが重要である。

✽

1. <https://chizai-jj-lab.com/2023/06/06/0606-2/>
2. <http://パラメータ特許.jp>
3. [http://imaokapat.biz/\\_HPB\\_Recycled/yougo301-400/yougo\\_detail312.html](http://imaokapat.biz/_HPB_Recycled/yougo301-400/yougo_detail312.html)
4. <https://www.inoue-as.com/325.html>
5. [https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200502/jpaapatent200502\\_082-087.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200502/jpaapatent200502_082-087.pdf)
6. [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2024\\_houkokusyo/01\\_chemistry1.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2024_houkokusyo/01_chemistry1.pdf)
7. [http://www.jipa.or.jp/kaiin/katsudou/houkoku/bukaihoukoku/2010/02\\_tokkyo2-3.pdf](http://www.jipa.or.jp/kaiin/katsudou/houkoku/bukaihoukoku/2010/02_tokkyo2-3.pdf)
8. <https://yoroziupsc.com/blog/5807084>
9. [https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal\\_updates.jp/](https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates.jp/)【特許★】「パラメータ発明」の進歩性～パラメ/
10. [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/03\\_0204.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0204.pdf)
11. [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/all.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/all.pdf)
12. <https://ipnosusume.com/r5gk10053/>
13. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4450>
14. <https://www.inoue-as.com/412.html>
15. [https://www.inoue-as.com/assets/files/Chizai Kanri\\_2018\\_06\\_p794-799.pdf](https://www.inoue-as.com/assets/files/Chizai Kanri_2018_06_p794-799.pdf)
16. [http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2018\\_06\\_794.pdf](http://www.jipa.or.jp/kaiin/kikansi/honbun/2018_06_794.pdf)
17. [https://www.finnegan.com/a/web/guJjN5uqG8kQLQXrw5BL4D/4SaWHG/2023\\_01\\_5-strategies-for-parameter-patents-in-the-us\\_chiaki-kobayashi\\_jipa-articles\\_st.pdf](https://www.finnegan.com/a/web/guJjN5uqG8kQLQXrw5BL4D/4SaWHG/2023_01_5-strategies-for-parameter-patents-in-the-us_chiaki-kobayashi_jipa-articles_st.pdf)
18. <https://yoroziupsc.com/blog/7839606>
19. <https://yoroziupsc.com/blog/2527968>
20. [https://www.yanagino.com/yanagino/study/vol\\_09.html](https://www.yanagino.com/yanagino/study/vol_09.html)
21. <https://soei-law.com/patent/パラメータ発明の記載要件/>
22. <https://www.hanketsu.jiii.or.jp/hanketsu/jsp/hatumeisi/news/201709news.pdf>

23. [https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200205/jpaapatent200205\\_060-067.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200205/jpaapatent200205_060-067.pdf)
24. [https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200802/jpaapatent200802\\_095-116.pdf](https://www.jpaa.or.jp/old/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200802/jpaapatent200802_095-116.pdf)
25. <http://パラメータ特許.jp/a29.html>
26. <https://www.soel.com/wp/wp-content/uploads/2022/03/数値限定発明の論点.pdf>
27. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/4500>
28. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3241>
29. <https://jpaa-patent.info/patent/viewPdf/3407>
30. <https://www.techno-producer.com/column1min/kao-patent-strategy/>
31. <https://yoroziupsc.com/uploads/1/3/2/5/132566344/4dac0b59a4f3381f0e11.pdf>
32. <http://ipr-ctr.t.u-tokyo.ac.jp/jp/libraries/policyissues/15teigen.html>